

## お知らせ

### 自動車検査用機械器具の校正忘れにご注意ください

検査用機械器具（OBD検査用スキャンツールを除く）については、備付け又は前回の校正の日から1年以内に校正を受ける必要があります。

- ・新規工場・検査ラインの新設
- ・事業場の移転
- ・完成検査場の共同使用の解除
- ・検査用機械器具の入れ替え・更新・追加 等

の際は、運輸局への変更届だけではなく、下記の登録校正実施機関に連絡をして、自動車検査用機械器具の校正忘れがないようご注意ください。

定められた期間内に校正を受けていなかった場合は、行政処分の対象となります。校正についてご不明な点がございましたら、登録校正実施機関にお尋ねください。

#### 記

#### 【登録校正実施機関】

一般社団法人日本自動車機械工具協会 福岡支所  
福岡県福岡市博多区東比恵3丁目24番26号ベアージュ博多1階  
TEL 092-235-8150

#### 【関係法令】

指定自動車整備事業規則第12条  
(自動車検査用機械器具の校正)

九州運輸局 佐賀運輸支局  
整備部門